

張ニ甚シキ相違アリ解決セサルヲ以テ馬田工場長ノ學友佐藤章
平謝停中ナルカ両者ノ意協互ノ通

記

一、会社側ノ意協

会社側ハ労働組合ノ不在ヲ排除シ被解雇者保護ト直接交渉ニ
テ解決ノ意協ニテ解雇手当ニ九ケ月ノ取案ヲ有シタリ

一、勤続年限一ケ年一ケ月ノ割合ニテ約五ケ月分四百六十円

ニ傷害扶助料 本給ノ百八十日分 五百円

三、新議解決ノ日ヨリ三日以内ニ社定ヲ引払フコト

以傷害扶助料解決ト今時ニ本人ニ手交シ手当金ハ社定引払ヒ

ヲ条件トシテ急出強スル

二、社員ノ意協

工場設立以来勤勞ノ爲ニ不貝者トナリ今日迄工場發展ノタメ
ニ尽力シ來リソルニ單ニ工場長ノ恩勤ニ依リ正當ノ理由ナク

感情別離ニテ退社ヲ余儀ナクセラル、ハ遺憾ナレルヲ以テ手当
金本給ノ五ケ月分四百六十円傷害扶助料六百円ヲ鉅逆要求、
意協ナリ

右及申(通) 歎候也